

平成 30 年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人 古木会

平成 30 年度事業計画

社会福祉法人 古木会
理事長 木下 勝之

法人を取り巻く社会状況

平成 29 年度の法改正により、社会福祉法人の運営についてはこれまで以上に高い透明性と適正運営が確保できるようガバナンス強化等が図られるようになっている。当法人も 29 年 4 月から評議員会は、理事等を牽制監督する諮問機関とした位置づけとして役割変更をした。30 年度は、引き続き法人の高い公益性と非営利性を担保できるよう運営をしていく。

また、社会福祉法人の透明性と地域住民への公益性を示すことが義務付けられており当法人もその役割を果たすべく 30 年度も継続していかなければならぬ。

2025 年問題が取りざたされているが、当法人周辺地域でも高齢化率が進んでいる。世田谷区内の平均高齢化率が 23% を超えており、今後も増加傾向である。そのため、国や行政は福祉施設やグループホーム等の新設を増やしている。ベッド数は増加しているものの、介護職員不足が顕著になっています。特にアルテンハイムやグループホーム、3 か所のデイサービスが大きな影響を受けている。

このような社会状況を踏まえ、当法人が社会福祉法人として地域に貢献し、高い透明性を確保しつつ安定した運営を行えるように取り組む必要がある。

経営方針

古木会の理念に、利用者の心身機能の回復・維持・向上を図り自立性を高め、日々の生活がより明るく健全で安らぎのあるものとなるよう援助することを常にこころがける。

- 1、基本的人権の尊重
- 2、生活の質的向上のための自立性、自主性への援助
- 3、地域社会との交流による福祉のまちづくり
- 4、地域住民のニーズの把握と施設機能の友好的活用

超高齢化社会に向け、国は包括的地域ケアシステム作りを進めている。当法人は、その包括的地域ケアシステム作りの中心となる地域包括支援センター（世田谷区ではあんしんすこやかセンターと呼んでいる）が区内 4 か所委託され運営している。30 年度は、区内あんしんすこやかセンターがプロポーザル方式で

再選定される。30年3月からその公募受付が開始されることになっている。当法人も4か所応募の準備を行っていく。

介護職員不足は、ここ数年続いているが特に29年度から離職者が続き、その後の補充ができていない。ハローワークはもとより、人材派遣会社・人材紹介会社やインターネットを利用した募集を継続しており、30年度も継続とする。また、職員定着率を高めるため、さらなる教育・研修の充実を取り組む。

30年度計画

1、地域包括ケアの推進、

- ・介護と医療の一体的なサービスの提供

成城アルテンハイムにおいては、これまで施設ができる可能な限りの医療を提供している。軽い脱水や軽度の感染症等に対する点滴治療等を行っており、30年度も継続する。

- ・最後まで住み慣れた自宅及び地域で過ごしたいとの希望が多く今後も増加することが予想される。医療機関や訪問看護や訪問介護、ケアマネジャー等の連携により本人や家族の希望によりそった対応とケアの提供
- ・終末期を迎えた入所者様や医療ニーズの高い在宅利用者様等に対し安心できる総合的なケアの提供を行う。
- ・地域包括ケアを担っていく人材育成

上記に述べたように、ケアを提供できる人材の不足が続いている。資格がない方でもできる仕事と資格がなければできない仕事と内容を分け、多くの人材活用と資格取得に向けた育成を行う。

外部研修、内部研修の更なる充実をはかる。

- ・地域のボランティアとの連携

これまでどおり、ボランティアの方々に支えられた法人である。今後多くのボランティアの協力をお願いし、新たな受け入れも行っていく。

2、地域福祉の拠点として地域貢献事業の推進

- ・実習生の積極的な受け入れ

成城アルテンハイム・・成城大学の学生実習の受け入れ

訪問看護ステーション・・、平成7年から看護学生の実習を受け入れており今後も継続

成城ケアセンター・・小中学生の夏休み中の体験学習の受け入れ

- ・法人施設内の空きスペースを、地域住民の自主活動の場として利用していく

喜多見グループホームの談話室、鎌田ケアセンターのボランティアルーム

- ム、成城ケアセンター休日の時のデイルーム等
- ・緊急時のショートステイ受け入れ（成城アルテンハイム短期入所）
高齢者虐待ケースや介護者の入院等で介護が困難なケース等緊急ショートが必要な方に対して可能な限り対応していく。
- ・鳥山グループホームにおいて、認知症カフェの運営をスタートさせる。
- ・地域住民への講師の派遣・・・社会福祉協議会やあんしんすこやかセンターとの連携により無料で提供する。

3、経営改善とサービスの質の向上に努める

- ・平成29年度から見直した人事考課制度に基づく評価を行うことにより、社会人としてのマナー及び介護を担う人として質の向上に努める。
- ・コンプライアンスと事故防止のためのリスク管理の徹底
- ・定期的な健康管理とストレスチェックを行い、職員の負担軽減に繋げる。
- ・災害対策の強化・・現在のBPC（災害時事業継続計画）を更新し内容の充実をはかる。

施設系サービス

成城アルテンハイムにおいては、施設の老朽化が進んでいる。平成30年1月には、汚水漏れがあり高圧洗浄等を行って一時的な対応をしたが、業者からは地盤沈下等によって、下水の排水管が逆勾配になっており早急に抜本的な対策を勧められている。これまでも幾度となく計画されたが、日常生活を提供する施設では水を全部止めての工事は困難なことが多くあり、ずっと延期になっていた。しかし、30年度は最優先事項として計画を進めていく。

老朽化した施設の建て替え問題については、30年度も引き続き用地確保を含めて準備を進める。（世田谷区内での用地購入は、費用が高く困難なため、公有地が借りられないか行政にも相談をしていく。）

介護職の人材確保については、特別養護老人ホームのみならず、各グループホーム、通所系サービス、訪問系サービスいずれにおいても人材確保が困難な状況は前述したとおりである。法人全体として人材確保について取り組んでいく。

グループホームについては、地域周辺に多くのグループホームの施設ができ、有料老人ホームも多く開設されており、空床が出ると次の利用者が決まるのに時間がかかるようになっている。これまで以上に地域への広報活動が必要になっているため、今後さらに法人のホームページを充実させ情報の更新をタイムリーに行う。

通所系サービス

30年度の介護報酬改正により、収益が大きく上がる見込みは期待できない状況にある。成城ケアセンター、鎌田ケアセンターにおいては、30年4月より祖師谷ケアセンター同様送迎の委託が中止になる。委託費が少なくなり施設負担が減ることにより、收支は改善されるが同時に利用者増も必須である。各ケアセンターにおいては29年度末から、利用者の多様なニーズに対応できるように職員数を増やしている。

地域包括支援センター

上記にあるようにまずは、31年度以降も引き続き受託運営できるようプロポーザル方式による公募に応募する。すでにその準備をしており、現在運営している4か所が選定されるようになる。

30年度はセンター職員数が増員となる。3月から職員異動や採用を行ってきており。今後の計画として31年度も職員増が予定されており、30年度から早めに採用を行って準備していく。(特に主任ケアマネジャーと医療職は採用が困難なため、早くから採用をしていく必要があるため)また、職員の補充には時間がかかるため、法人としてはやや多めに配置して欠員が無いように対応していく。

梅丘あんしんすこやかセンターは、31年度以降梅丘まちづくりセンターと一緒に運営が予定されている。スムースに移動できるよう準備を行っていく。

訪問系サービス

訪問看護については、医療ニーズが高く体調の変化が激しい患者が増えていく。様々な医療ニーズに対応できるよう、さらに職員増を検討していく。可能であれば土・日・祝祭日の稼働ができるような体制作りを行う。

訪問介護ステーションについては、常勤職員、非常勤職員、登録ヘルパーとの採用が困難な状況が続いている。介護職の応募が少ない状況の中で、応募者が興味が持てるよう給与体制の見直しを行っていく。

居宅支援事業

介護保険サービスにおいては、現在成城・鎌田の2か所で運営している。法人の事業においては、各事業連携をさらにサービスに繋げていくように全事業所が合同に集まれる連絡会を毎月行う。また、祖師谷、梅丘に居宅支援事業を再スタートさせ、サービスに繋げることを計画していく。合わせてケアマネジャーの採用を行う。

事業計画書

(1) 事業方針

平成30年度介護保険介護報酬改訂の動向を見ながら、基本報酬分に上乗せとなる既存・新設の加算分を取得するために体制を整え収入を増やし、かつ利用される高齢者のサービス・心身機能の維持・向上を図り運営されていくことを方針として掲げる。主として取得を検討する加算は以下の内容とする。

- 個別機能訓練加算（長期・ショート）・生活機能向上連携加算
- 排泄支援加算
- 褥瘡マネジメント加算
- 低栄養リスク改善加算
- 認知症専門ケア加算

加算を取得するために、機能訓練指導員（理学療法士・看護師等）の配置、また認知症介護に係る専門的な研修の参加と修了などチームとして機能していく体制づくりは算定要件の内容を見ながら計画的におこなっていく。

利用者へのサービスの質の向上、また施設設備・備品の老朽化に対して施設環境を整備していくなど、ソフト・ハードの面から、利用者から「選ばれる施設」となるように事業を展開していく。

(2) 施設運営

1 経営

（ベッド管理）

基本報酬については、収入の土台であり、長期・ショートステイの総定員62名に対して98%の稼働率を目標として掲げていく。加えて別記した加算を取得し安定した収入を確保していく。

稼働率の達成においては、ショートステイは、○新規利用者の獲得、リピーターとしての定着化（居宅支援事業所への空床等の情報提供などの営業・緊急的な受け入れによる居宅支援事業所や家族との関係性の構築等）○特養待機者の受け皿としてのショートステイの利用促進を図る。また特養については、○待機者のショートステイ利用などにより、空床ができた時点で特養へのサービス移行が円滑に直結することで空床をつくらないようにしていく。

- 夏季、地域の高齢者の熱中症予防として「一時お休み処」の施設開放
- 世田谷区の介護予防事業「認知症予防プログラム」の実施（上半期・下半期）
- 介護予防事業における「高齢者の食事に関する講義」への管理栄養士の派遣
- 世田谷区と区内特養の共催による「家族介護者教室」の開催
- 成城地区の文化祭への出展などの交流

(災害対策・防犯対策)

大地震等の大災害時の世田谷区との二次避難所協定施設として連絡会や図上訓練訓練の参加・協働していく。また、世田谷区防災無線交信訓練についても、定期訓練として1回/1月継続して行っていく。

定期的な特養本体、また特養と通所施設の合同の避難訓練・総合訓練は継続して実施していく。

法人内では、各事業所と法人全体の大災害時における施設の事業継続計画（B C P）にて風水害を充実させ災害対策を完備させていく。

その中で特養においては自治会や隣接病院等との災害時の応援協定、災害訓練等も実施していくよう計画する。

また、施設自体で外部からの不審者に対する防犯対策を継続して講じるとともに、近隣(自治会)との相互の関係性を高め、地域の防犯活動を連携していく。

(3) 施設設備に関して

昭和59年開設後、30年以上が経過し施設設備の老朽化が進み、改修・機器の買替など早急に着手する必要性が高まってきている。

優先順位をつけ計画的に修繕等を図り施設設備の維持を図っていく。

(短期)

下水管更新工事（施設外周汚水管）

(長期)

ナースコール関係の更新

※万ーコール機器の本体故障した場合に部品等が無い状態

(収支の安定)

ベッド管理・加算等による施設収入を増収していくとともに、福祉用具（ベッド・車椅子・介護テーブル等）や介護用品（オムツ類）など質を下げることなく、数社の比較等により、安価なものを入手し支出を抑制していく。また居室等不在時の消灯や節水など励行し無駄な支出を削減していく。

福祉施設にとっても民間同様に収入に応じた支出をすることが前提となる。昇給に関しても一律の昇給率ではなく能力評価により昇給幅を個別化していく、また賞与についても同様とする。人件費の枠も当然ある中で、個の能力・実績を評価し反映させていく。

2 施設サービス

(利用者サービスの質の向上)

○サービススマニュアルの改訂・整備

サービス項目（排泄・入浴・食事・業務等）マニュアル策定・改訂を適宜行い施設全体のサービス内容の標準化が図れるよう整備していく。

また、サービススマニュアルは新人職員の手順書としても活用していく。

○委員会の運営（継続）

施設長・医務・介護・ケアマネ・生活相談員・管理栄養士・機能訓練指導員の部署において、感染症予防対策・事故再発防止・褥瘡予防・拘束廃止等の委員会を指針に基づき定期開催し、予防・対策に努め利用者の方の安全・快適な生活を提供していく。

○施設サービス（ソフト・ハード面）の実施状況等の確認

管理者ならびにケアマネにおいては、施設内の環境・ケアの実践状況について定期的に巡視を行い、適切にケアが行われているかまた環境に問題はないかを把握し、課題があれば委員会や会議にて課題を提起し、指導育成・解決策を講じていき、利用者の生活・サービスの質の向上を図っていく。

3 職員関係

(介護職員・看護職員の雇用)

○介護職の人材不足に対して、多種多様な募集を図り人数を確保することを優先していく。

○派遣職員（期間派遣）

○紹介予定派遣

- ハローワーク・広告による募集・雇用
- 業務・時間等の限定的な募集・雇用（午前中だけ・・などの時間限定
また入浴業務だけの限定的な内容の募集・雇用 雇用条件の緩和）
- 新卒採用者の募集・雇用

(定着化対策・職員管理)

- 業務改善（業務の効率化、業務マニュアルの整備等の見直しによる就労負担の軽減を図る）
- 非常勤職員の常勤登用制度の継続（原則：1回/1年）
- 介護サポート（介護支援業務）の配置の継続による介護就労負担の軽減
- 研修機会の提供（個のニーズの充足）
- 職員健康診断（夜勤従事者2回/年　他1回/年）の実施
- 腰痛検査・腰痛予防対策等事業
- 事業所内での労働災害対策（危険予知対策等）
- 介護ロボット導入による介護従事者の負担軽減
- 介護処遇改善加算による介護職員への支給

4 職員研修

世田谷区特別養護老人ホーム研修助成金を有効に活用し、専門職としてのスキルアップのために法人内研修委員会とも連携し研修企画実施していく。
又、外部開催の研修会・セミナー等への参加や他施設等への見学等など外部と触れる機会も計画していく。

- 職員倫理・法令遵守 ○感染予防 ○リスクマネジメント
- 権利擁護 ○介護技術 ○認知症ケア ○腰痛予防
- 福祉施設職員のメンタルヘルス

5 ボランティアの受入れや地域交流

世田谷区介護支援ボランティア制度の受入れ施設として今年度も活動を支援していく。また他のボランティアも含め、洗濯室、クラブ補助、シーツ交換、話し相手（傾聴ボランティア）等多様なニーズの活動いただくことにより、利用者の生活も豊かになるようにしていく。

また、世田谷区の「高齢者のお休み処」、夏季の熱中対策としての「一時休み処」など、施設スペースを地域へ開放していくなど地域貢献を図っていく。

(地域との交流)

- 通年、地域の「高齢者のお休み処」として施設を開放する。

平成 30 年度 事 業 計 画 書

1. 事業方針

30 年度も地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の 2 コースを運営する。前年度末に採用した職員数名が業務に慣れた事を踏まえ、今年度は更なる利用者獲得に向け居宅介護支援事業所を中心に PR 活動を展開する予定である。介護支援専門員・利用者・家族へのヒアリングの結果、通所するならば何か活動をしたいと考える利用者や家族が多い事と、現在当事業所で行っている音楽・書道・アクリル画は専門講師を招いている為、同じ事をしている他のデイサービスと比較するとその水準は圧倒的に高い事が分かった。この高水準な活動を柱とした新しいパンフレットの作成と配布や HP を使った活動内容・作品写真の掲載。更には利用者が興味を持てる他の文化的な活動の模索をし、利用者獲得に注力する。

2. 施設運営

- ・ 営業日 地域密着型通所介護 : 月曜日～土曜日
総合事業通所介護サービス : 月曜日～土曜日
認知症対応型通所介護 : 月曜日～金曜日
(休業 : 日曜日・祝祭日・年末年始 12/29～1/3)

- ・ 営業時間 8 時 45 分～17 時 30 分

- ・ サービス提供時間 9 時～17 時

- ・ 利用者定員数 地域密着型通所介護・総合事業通所介護サービス : 18 名
認知症対応型通所介護 : 12 名

- ・ 対象地域 成城・祖師谷・砧

- ・ 職員体制

- 常勤 4 名 (管理者 1 名・相談員 3 名)

- 非常勤 8 名 (介護職員 6 名・看護職員 2 名)

- ・業務委託
給食（昼食・おやつ）：日清医療食品株式会社
- ・実施内容
送迎・日常生活上の介護・食事の提供・健康チェック・養護・機能訓練・入浴・アクティビティプログラムの実施（レクリエーション・書道・墨絵・音楽療法・手工芸・その他）季節行事・誕生会

3.その他

- ・運営推進会議
年2回 9月・2月
- ・防災対策・衛生管理
緊急避難訓練、消火訓練等の防災訓練を実施します。
衛生管理に関する研修を実施するとともに、循環浴槽の水質検査を実施します。
- ・職員研修
法人内研修
世田谷区介護サービスネットワーク研修など
- ・連絡会
世田谷区通所連絡会・法人内通所連絡会
- ・実習生の受け入れ
成城大学教職課程介護等体験実習生
- ・地域、家族との連携の強化
- ・職員定期健康診断 年1回実施
- ・感染症対策 インフルエンザワクチン予防接種の奨励

成城ヘルパーステーション

平成30年度事業計画

□ 事業方針

30年度は訪問介護と世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業の総合事業訪問介護サービスを提供します。訪問件数の減少を食い止めるべくサービス提供責任者とヘルパーの採用を行っていきます。

外部事業所の依頼を積極的に受け、法人内の居宅支援事業所と連携し効率的な運営に努めます。また、朝早いケースや夜のケースに対応できる体制づくりを整えていき、選ばれるヘルパーステーションを目指します。

2. 運営体制

職員体制：管理者 1名（兼務）

サービス提供責任者 1名・兼務1名

登録ヘルパー 6名

営業日：月曜日～日曜日（日曜日・祝祭日・年末年始・夜間は電話の転送による連絡体制とする。）

目標数：訪問介護 月平均 30名 訪問数月 400件

：総合事業訪問介護サービス 3名

対象地域：成城・祖師谷・上祖師谷・千歳台・砧・喜多見・大蔵およびその近隣地域。

その他：運営規程を遵守し、利用者の信頼に応えるとともに、その満足が得られるように最善のサービスを提供します。

3. 実施内容

サービス提供責任者の業務

- (1) 訪問スケジュールの確認と把握
- (2) 訪問介護活動状況の確認と把握、必要に応じて指導
- (3) 新規利用者の事前調査と同行訪問ならびに初期サービス、ケアプランに基づく介護内容の確認と説明
- (4) 訪問介護計画書の作成と必要事項の記録
- (5) 統計資料記録やレセプト等の作成
- (6) 反省とカンファレンス（定期的な研修の実施）

- (7) ホームヘルプサービスの実施
- (8) 利用者や家族からの要請を受けた緊急時訪問
- (9) サービス担当者会議等への出席
- (10) 利用者宅への定期訪問（サービス内容等の再確認）

ヘルパーの業務（常勤・非常勤・登録型）

- (1) ホームヘルプサービスの実施

4.事故・非常災害時等の対応

事故発生とともに、対応マニュアルにそって迅速かつ適切に対応します。
内容について全職員に周知を図りサービス改善と再発防止に努めます。

5.苦情の対応

苦情が生じた時は、その苦情を真摯に受け止め解決に向けて速やかに対応します。法人の規程に基づき関係機関への報告などを行います。

6.人材の育成、研修計画など

- ・研修を定期的に企画し介護技術や介護知識の向上ならびにマナーや資質の向上を図る。
　　法人内研修会 年5回（常勤職員、登録ヘルパー）
- ・サービス提供責任者研修 レベルアップ研修等へ出席し、知識や技術を高める。
　　サービス提供責任者新任研修 現任研修
　　（齋藤利佳 世田谷区福祉人材育成センター、時期未定）
- ・自己研鑽として資格取得（介護福祉士、介護支援専門員など）

7.健康管理及び衛生管理

- ・定期健康診断 年1回実施
- ・感染症対策 インフルエンザワクチン予防接種の奨励
- ・マニュアルの見直し等を進め感染症の予防などに取り組みます。

平成 30 年度 事業 計 画 書

1. 事業方針

在宅で生活をされるご利用者様一人一人のニーズを的確に把握し、ご利用者様の気持ちい寄り添ったケアプラン作成を行います。また、ご利用者様やご家族様の立場に立ったきめ細かい対応が行えるよう、法人内のヘルパーステーション、ケアセンター、特別養護老人ホーム、近隣の介護事業所や医療機関との連携を密にしてサービス調整を行います。要支援のご利用者様に対しても心身ともに自立し、住み慣れた地域での在宅生活が継続できるように支援を行います。また、インフォーマルサービスなどの地域資源も適切に活用してまいります。また、在宅でのご利用者様の生活を支援するために、研修などに積極的に参加し、ケアマネージャー（介護支援専門員）として知識と資質向上に努めてまいります。

2. 事業内容

- (1) 利用者からの相談を受けて、要介護認定の申請代行、取次を行う。
- (2) 認定後の居宅サービス計画の作成、サービスの導入や連絡調整、モニタリング、給付管理業務を行う。
- (3) 地域包括支援センターからの委託を受けて、要支援利用者の介護予防プランの作成を行う。
- (4) 契約市区町村からの委託を受け、要介護認定調査を行う。

3. 運営計画

- (1) 年間目標
ケアプラン数　月 204 件
要介護認定調査 月 30 件
- (2) 職員の資質向上に努める
 - ① 法人内居宅介護事業所定例会を月 1 回開催。
 - ② 支援困難ケースについて情報を共有化し全員で対応できる体制をつくる。
 - ③ 法人内研修、世田谷区など外部主催の研修に参加し、知識を深めると共に情報の収集に努める。
 - ④ 研修参加後は、事業所内で伝達や勉強会を開催し、情報と知識の共有化を図る。

平成 30 年度事業計画

社会福祉法人 古木会
成城訪問看護ステーション

はじめに

平成 30 年度は、介護報酬、診療報改定があります。前回の介護報酬、診療報酬改定は、マイナス改定でしたが、30 年度はややプラス改定が予定されています。しかし、近隣には新規事業所が相次いで開設され競争が激しくなりつつあります。24 時間対応は当然ながら、機能強化型を目指した訪問看護ステーションが増え、土曜、日曜、祭日を含めた休業なしの訪問看護ステーションが増えています。事業所間の競争が激しくなる中、当ステーションも近い将来を見据えて対応を検討する必要があると考えています。

梅丘あんしんすこやかセンターが、梅丘まちづくりセンターと一体化するに当たり、これまで使用していた事務所が不要になることを踏まえ、成城訪問看護ステーションのサテライトの立ち上げを検討しています。可能であれば年内に準備をしていく予定です。

事業目標

1、29 年度に常勤職員 2 名を採用することができました。さらに常勤職員を増やし、機能強化型訪問看護事業所に移行できるようになる。

2、28 年度から収入がやや減少傾向が続いている。職員も増員しているため、30 年度は、営業に力を入れ利用者増につなげていく。

特に医療保険による精神科訪問看護については、資格取得が終わっていない看護師が数名いるため、今年度中に研修が受けられるようにし、利用者増につなげる。

3、地域のケアマネジャーはもとより、往診医や地域の医療機関との連携の構築をすすめる。

これまででも各関係機関との連携は密接に行ってきたが、新しい訪問診療のドクターも増えており更なる関係作りが必要である。

4、スキルアップのための研修

外部研修参加については、休日に参加することが多い。平日は訪問があるため、代わりの訪問看護の提供が困難なことが大きな理由である。平日の研修参加ができるような勤務体制の構築を図る。

現在交代で月 1 回の事例のまとめを行っているが、今後も継続しスキルアップにつなげるようとする。

祖師谷ケアセンター

平成 30 年度 事 業 計 画 書

□ 事業方針

運営体制面では、29 年度より行っている事業所職員による自主送迎を継続。給食も、鎌田ケアセンターにて一括調理した食事を事業所職員が運ぶ体制を継続していきます。

新規利用者の獲得のため、広い浴槽での手足が伸ばせる入浴・広々としたフロア・児童館と同フロアなど他の施設にはない特徴、併せて活動内容の充実に努め、居宅介護支援事業所・あんしんすこやかセンターに積極的に働きかけを行い、稼働率向上に努めます。また、地域住民との交流を今まで以上に深めていくことで、地域住民への祖師谷ケアセンター周知を狙います。

29 年度は介護職員の退職が相次ぎ、10 月以降は日々、ギリギリの職員体制で営業しています。早急に介護職員不足を解消し、長く働きやすい環境作りを職員一同で目指します。

受託事業では、世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業の短期集中予防サービスとして介護予防筋力アップ教室を年 3 回の実施、教室までの送迎については、前年度は送迎対象となる該当者はいませんでしたが、送迎についても実施予定です。高齢者配食事業・区営高齢者住宅生活協力員業務については前年と同様に継続して行います。

2.施設運営

- ・ 営業日 月曜日～土曜日（休業：日曜日・祝祭日・年末年始）
- ・ 営業時間 8 時 45 分～17 時 30 分
- ・ 利用者定員数 地域密着型通所介護・介護予防通所介護
総合事業通所介護サービス：18 名
- ・ 対象地域 祖師谷・上祖師谷・砧・千歳台・成城・大蔵・桜丘
- ・ 職員体制 常勤（管理者・相談員兼務 1 名）
非常勤（介護職員 5 名・看護職員 1 名・）

- ・業務委託 給食（昼食・おやつ・配食）：日清医療食品株式会社
(鎌田ケアセンターにて一括調理)
- ・実施内容 送迎・健康チェック・日常生活上の介護・食事の提供
入浴・アクティビティプログラムの実施（レクリエーション・書道・音楽療法・手工芸・外出活動・その他）季節行事・誕生会

3.受託事業

- ① 介護予防筋力アップ教室
 - ・3クール 祖師谷児童館（月曜日）
4月16日～7月23日、8月6日～11月19日、12月3日～3月18日
- ② 高齢者配食サービス事業
 - 実施日 月曜日～土曜日（祝祭日、年末年始を除く）
- ③ 世田谷区営リラ祖師谷生活協力員業務
 - 実施日 月曜日～土曜日（祝祭日、年末年始を除く）
 - 時間帯 9:30～13:30

4. 施設の保守点検

世田谷区の法人支援補助金を活用してボイラーの保守点検を行います。

5. その他

- ・運営推進会議
- ・避難訓練、防火訓練等の実施
- ・ケアカンファレンス 月1回
- ・職員会議 月1回
- ・職員研修
 - 法人内研修 年6回実施
 - 世田谷区介護サービスネットワーク研修・事業所内研修（年6回）など
- ・連絡会
 - 世田谷区通所連絡会・法人内通所連絡会
- ・実習生の受け入れ（成城大学教職課程介護等体験実習生）
- ・地域交流
 - 体操自主グループ等への協力
 - 祖師谷児童館との交流
- ・職員定期健康診断 年1回実施
- ・感染症対策 インフルエンザワクチン予防接種の奨励

平成 30 年度 事業計画

鎌田ケアセンター

1、事業方針

30 年度は、昨年同様通所介護及び認知症対応型通所介護を運営しますが、運営の効率化と稼働率の向上に向けての取り組みを進めていきます。

今年度より運行委託を終了し、事業所職員による運行を開始します。

利用者増に向けては、併設の居宅支援事業所との連携強化。外部の居宅支援事業所事業所への情報発信を積極的に行います。

提供するサービスについては、体操や動的レクレーションなど機能訓練活動のプログラムを中心に、専門講師による音楽リハビリや、達成感・季節感を感じていただける手工芸など、物作り活動も定期的に実施していきます。また、昨年度より法人ホームページ内でブログを開始しています。随時更新していくことで、活動の様子を家族や外部へ発信していきます。

昨年度から実施している休養スペースの拡充は、休養時間を希望される方の利用推進につながったことから引き続き実施していきます。

課題として入浴サービスの充実がありますが、職員体制の不安定さもあり、ニーズに応えられない状態が続いている。職員配置の効率化を図ることで、受け入れ人数の増加を目指します。

緊急の課題である職員の確保については、勤務形態を柔軟にすることや募集方法など雇用につながる様々な方法を考え、事務局と調整しながら実施していきます。

2、事業運営

(1) 目標稼働率

稼働率：①通所介護 70% ②認知症対応型通所介護 50%

(2) キャリアアップを図り、サービスの質の向上につながるよう研修機会を確保する。

①法人研修 定期開催
②外部研修 隨時

(3) 認知症対応型（地域密着型）通所介護においては、運営推進会議の開催（年 2 回・・9 月・2 月を予定）

3、運営実施内容

(1) 利用者定員数

- ①通所介護及び総合事業通所介護 25名
- ②認知症対応型及び介護予防認知症対応型通所介護 12名

(2) 対象地域 鎌田・宇奈根・喜多見・玉川・岡本・瀬田・大蔵など

(3) 事業内容

- ①通所介護及び総合事業通所介護（通常規模型）
- ②認知症対応型及び介護予防認知症対応型通所介護

提供サービス内容：レクレーション・体操・手工芸・音楽リハビリ
園芸・書道・季節行事
送迎・食事の提供・入浴・介護・相談

③世田谷区委託事業

- ・配食サービス
- ・シルバーピア生活協力員（玉川2丁目アパート）

④食事サービス活動推進の会運営への協力

⑤地域交流事業

- ・併設区民センターとの連携
企画委員会への出席（1回/月）
区民センター祭りへの参加（1回/年）
- ・地域中学校からの職場体験受け入れや交流活動当

平成 30 年度 事業計画書

鎌田介護保険サービス

1. 事業方針

平成 30 年 3 月より新職員 1 名を迎え入れ、新たな 3 名体制で事業に取り組んでおります。今年度は、引き続き計画作成件数の目標達成、維持に努め、事業の安定、健全化を図ってまいります。そして、公平・中立、より質の高いケアマネジメントが提供できるように努めてまいります。

又、併設事業所との連携を図り、事業所全体の運営の安定につながるように努めてまいります。

2. 事業運営

(1) 居宅サービス計画作成件数は総数 105 件／月超程度を目標として取り組んでいきます。

(2) 介護予防支援業務の委託を受け、地域包括支援センターと連携し、高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、また、自己決定ができるように援助していきます。

(3) ケアマネジメントの質の確保

①専任ケアマネジャー一人当たりの計画作成件数は 39 件/人を標準とします。

②職員個々のスキルアップを図るとともに、法人内事業所連絡会を定期的に開催し、管理者及び職員との意思疎通を深め、事例検討や情報の共有を図り、サービスの質の向上、事業の適正化・健全化につなげていきます。

③公平・中立性を確保する観点から、特定の事業所にサービスの偏りがないよう留意していきます。

(4) 要介護認定調査を 15 件／月程度は受託していきます。

(5) キャリアアップできるよう積極的に研修に参加していきます。

①法人研修

②事業所外研修 隨時

3. 事業体制

① 従業者人員 管理者・・1名

介護支援専門員・・3名（管理者兼務 1 名含む）

② 営 業 月～金曜日 9 時 00 ~ 17 時 00 分

平成 30 年度 事業計画

社会福祉法人 古木会
鳥山グループホームくつろぎ

事業方針

利用者の支援については、自立支援を基本としながらも、転倒予防など生活上の安全を第一と捉え、そのうえで身体機能の維持と介護予防に取組みます。

また大規模災害等への対応を含め、地域との関わりを重視し、地域主催の会議、行事などへ可能な限り参加し、ボランティアの受け入れや町会等地域住民の協力を得て地域住民と行政各機関との連携を図ります。

新規事業所が増える状況の中で、入居希望者や地域の居宅事業所の信頼を得るような PR 活動を行なっていきます。

事業内容

1. 利用者の状況は、認知症の周辺症状等の変化が進んでいることと、利用者の半数近くが 90 歳代と高齢になっていることから、個人の尊厳を尊重した自立支援を行ないながらも、体調や ADL の変化を見逃すことなく、転倒予防や体調の急変に随時対応して安全第一に支援を行なっていけるよう職員体制の充実を図ります。

日常の支援としては近隣公園への散歩や買物同行などの外出支援を、利用者個々の ADL に合わせて実施します。また利用者の高齢化・重度化に伴い、利用者が関わなくなっている調理の支援や食材の買物などの業務はその一部を縮小し、代わりに介護予防となるようなサービス提供（レクリエーションや健康体操、散歩等外出活動等）を充実し、利用者の方々が健康でお過ごしいただけるように支援します。

2. 季節行事（4 月お花見・9 月敬老祝い会・12 月クリスマス会等）をご家族や地域ボランティアの参加、協力を得て実施します。

その他日常生活において、全体では健康体操や音楽療法・誕生会等を実施し、利用者個々の ADL に合わせた散歩外出援助・買い物同行外出などの支援も行ないます。利用者の個別ニーズがあれば、地域で開催される行事や集まりなどにもお誘いし、地域住民との交流機会をつくります。

3. 健康管理と医療連携は昨年度同様に訪問診療の定期往診（月 4 回）、成城訪問看護ステーションによる定期訪問（週 1 回）などの協力により利用者の心身の変化に迅速に対応します。またインフルエンザやノロウィルスの流行時期を前に、予防接種や感染症予防対策の職員研修を行い、感染が拡大しないように努めます。

その他、利用者の転倒等事故防止のために、施設内環境の見直しや職員研修、ヒヤリハット報告書を活用して日々の職員間での情報共有を行ないます。また毎日の申し送りや毎月の業務ミーティングで利用者の心身の状態をアセスメントし、事故の防止に役立てます。

4. 「運営推進会議」を年6回（原則奇数月実施）に開催します。地域住民の参加と家族の参加も得て、グループホームでの生活の報告と役割・機能を発信します。また地域ボランティアの受け入れと地域交流を継続して行います。現在の「せたがやシニアボランティア・ポイント事業」によるシニアボランティアの受入れを継続して、利用者の余暇活動の拡大の為に導入していきます。
5. 職員研修は個人毎の経験や能力に応じて個別研修計画を作成し、法人研修や世田谷区福祉人材育成・研修センター等外部研修などに参加し、職員のスキルアップに努めます。世田谷区グループホーム介護職員等研修費助成を活用し、施設内研修等も実施します。
6. 第三者評価結果をもとにサービス内容の検討と改善を行ないます。
昨年度受審した外部評価機関による評価結果を基に、利用者支援やサービス内容等についての検討と改善を行ない、世田谷区に定期的に報告します。
7. 災害対策等緊急時に向けての対応
昨年度同様、今年度も利用者・職員全体での防災避難訓練を定期的に実施します。首都直下震災も想定し、緊急時の法人内、家族連絡体制とBCP(事業継続計画)の策定や防災用品（非常食他の備蓄）の整備に努めます。また地域町会とも連携を深め地域における福祉避難所的な役割等相互に協力できるようにしていきます。
8. 個人情報の保護について
個人情報の保護については、日常の電話対応なども含め、利用者情報の取り扱いの注意事項等について定期的に研修などを通じて職員に指導します。
9. 地域における公益的な取り組みについて（社会貢献事業の実施）
事業所運営の他、施設の機能を生かした地域住民への貢献事業を企画、実施します。地元町会や関係機関（あんしんすこやかセンター等）との連携により行ないます。
*案（高齢者認知症カフェ、認知症を支える会、大規模災害時の福祉避難所等）

平成 30 年度 事業計画

社会福祉法人 古木会
高齢者在宅復帰施設ほのぼの

事業方針

高齢者在宅復帰施設「ほのぼの」の管理運営については、特別養護老人ホーム等の介護保険施設からの退所者や、在宅生活困難者・住宅困窮者等他、緊急一時保護者について、世田谷区高齢福祉課を窓口として受入れを行ないます。

その事業運営については、グループホームとの併設のメリットを生かして運営の効率化を図り、また利用者の自主性・社会性を尊重し、自立した日常生活の維持と在宅復帰に必要な生活支援を行ないます。

1. 施設運営

高齢者在宅復帰施設の目的及び条例の位置づけに基づいた管理運営を行います。

1) 高齢福祉課への月次報告書、及び年次報告書、自己評価を作成し提出します。

月次報告は、保健福祉課担当者の訪問や利用者の外出、医療受診他、施設での生活状況について報告を行ないます。緊急時の利用者の変化は、遂次担当ケースワーカーに報告するほか、重要な事項は高齢福祉課へ状況報告を行ないます。

年次報告は、施設の利用状況、利用者支援状況、管理運営状況、利用者による評価、及び自己評価等を総括し報告します。

2) 利用者支援については、職員が統一した生活支援方針に沿った支援を行います。

ミーティングや職員間の申し送りを行ない、利用者の支援情報の共有を図ります。また利用者の支援や事故防止と災害時への対応等、日頃から併設事業所職員との協力・連携を以て行ない、緊急時に備えます。

3) 利用者ニーズに沿った施設運営・施設サービスの提供を行う為、個々の利用者満足度調査（退所時）を行います。その結果は施設として評価・検討し、その結果を隨時生活支援に生かして業務の改善に取り組みます。

4) 支援内容は相談援助・散歩外出援助・買い物援助・日常生活支援（洗濯・清掃）等を利用者の自立を損なわぬよう配慮して行ないます。近年は利用者の心身の状態が自立のみならず、軽度認知症などの要支援者もあり職員の見守りや介助も必要なケースがあり対応します。またレクリエーションや季節行事などをグループホームと一体的に実施し、利用者の希望に沿ってご参加頂きます。

5) 利用者支援にあたり、行政との協力を図りながら運営を行い、利用者サービスの向上の為に、各支所の保健福祉課、生活支援課や他の高齢者福祉施設とも連携します。とりわけ在宅復帰に関しては、退所後の生活について、利用者自身の希

望や意思が十分に尊重されるよう区の担当ワーカーと共に支援します。

6) 職員のスキルアップのため、計画的な職員研修（法人研修・外部研修）を実施する他、グループホームと合同で認知症等高齢者の介護、救命救急（AED 講習）などの施設内研修も実施します。

7) 災害・防犯等緊急時に向けての対応

定期的に併設事業所と合同で利用者・職員全体での防災避難訓練を実施します。首都直下型震災も想定し、防災用品（非常食他の備蓄）の整備に努めるほか、地域町会（烏山中町会・協和会）とも連携を図り、災害時相互応援協定に基づいた協力体制を維持します。

防犯対策についても敷地・建物の施錠管理の徹底と、周囲の巡回・安全点検に努めます。また、近隣住民との相互連絡・緊急時連携体制を図ります。

8) 個人情報の保護について

個人情報の保護については、日常の電話対応なども含め、利用者情報の取り扱いについて、定期的に研修などを通じて職員を指導し保護に努めます。

9) 感染症の予防について

職員、利用者共に手洗い・うがいを励行し、清掃と衛生管理を実施します。インフルエンザやノロウィルスへの対策として、予防接種の実施（利用者、職員）やガウンテクニックなどの感染症予防対策の職員研修を行い、感染の発生と拡大防止に努めます。

10) 建物の管理及び業務の再委託について

建物・設備の定期点検を行ない、異常や修繕箇所を確認した際には、高齢福祉課に報告します。

専門性の高い各種設備の定期的な保守・点検については、専門業者への再委託を行ない実施します。

再委託業者

エレベーター設備・・・東芝エレベーター(株) 遠隔点検毎月、
定期点検 3ヶ月毎

消防設備 ・・・ 中央報知器(株) 年 2 回

空調設備（ガスヒーポン）・・・東京瓦斯（株） 西部都市エネルギー一部

床面清掃 ・・・ キングランメディケア（株） 年 3 回

庭木剪定 ・・・ 青山造園（株） 年 1 回

防炎カーテンメンテナンス ・・・ キングラン商事（株） 年 1 回

平成30年度 事業計画

中町グループホーム ふるさと

1. 事業方針

今年度も経営、運営の安定を目標に取り組んでいきたいと思います。そのためには、職員体制の安定が必要不可欠と考えますが、離職率の増大、職員の高齢化、間接雇用の依存・長期化など不安要素大で、ますます厳しい状況が想定されます。

先ずは、空室率の低減に努め、収入の安定を図ることが、経営安定の第一歩と考え、引き続き取り組んでいきます。

運営面については、人員配置の低減、不安定に加え、ご入居者様の重度化などもあり従来前のサービス維持が難しい状況にありますので、サービス、業務内容の見直しを図りながら、できるだけ質の維持、安定が図れるようにします。

2. 事業運営

(1) 人員配置

日中3名体制から人員配置基準（2名以上）維持の体制を念頭に運営できるよう見直します。

(2) 食生活の安定

自前調理が難しい状況になってきてるので、安定的に質が確保できるように、また業務効率化の1つとして、外注食の導入を行います。

(3) 人材の確保・育成

世田谷区の研修費助成も活用しながら、法人内研修、世田谷区福祉人材育成・研修センター、グループホーム連絡会内研修等の外部研修などを活用し、職員のスキルアップに努めていきます。人材の確保については、引き続き事務局と相談しながら検討していきます。

(4) 地域交流・活動

日々の外出活動や音楽リハビリなどの余暇活動、季節行事などを実施できるように努め、心身の活性化につながるよう支援していきます。

又、町会行事（防災訓練や地域運動会等）などにも積極的に参加し、地域交流を図れるように努めます。

（5）医療連携

日々の健康管理、緊急時対応等、在宅診療、訪問看護との連携は必要不可欠と考え、引き続き連携して対応します。

又、利用者健診やインフルエンザ予防接種の機会を確保し、健康状態の把握、重症化防止に努めます。

（6）運営推進会議

概ね2ヶ月ごとに定期開催し、地域との情報交換、相互交流の機会を確保していくとともに、サービス向上につながるようにしていきます。

（7）家族との交流

季節行事や推進会議等を通して、交流機会を確保していきます。

（8）運営資金

単年度黒字化を図り、借り入れ資金を計画的に返済できるように努めます。

平成 30 年度 事業計画

社会福祉法人 古木会
喜多見グループホームかつらの木

事業方針

介護福祉士資格の取得や実務、研修を通して職員がスキルアップして利用者支援を行なってきましたが、昨年度は離職者が続いたため今年度は離職者ゼロを目標に、新たな職員採用と既存職員のチームワークを以て職員配置の安定化を図り、より良い利用者支援を行なえるようにします。

地域との関わりは、地域の見守りネットワークや地域主催の会議、行事への積極的な参加や積極的なボランティアの受入れ、町会等地域住民の協力を得て運営推進会議の定期開催を行ない、地元住民と入居希望者や居宅支援事業者の信頼を得るような施設づくりを目指します。

利用者支援においては、自立支援を基本としながらも、心身の重度化に対して安全で安心できる生活支援を第一に職員一同で協力して取り組みます。

事業内容

1. 利用者は、昨年度入退所がありましたが、年度末は定員 18 名を維持しています。しかし他事業所の新規開設に伴い、入居待機者の確保が困難な状況となっています。そこで事業所ホームページの充実や地域の居宅支援事業所等への PR 活動に努め、空室管理を円滑に行なうことで運営の安定を図ります。また近隣の他施設との連携と情報交換を行ないながら、地域における専門職としての社会的役割を果たします。

利用者の支援では、個人の尊厳を尊重した自立支援を行ないながらも、体調やADL の変化を見逃すことなく、転倒予防や体調の急変に隨時対応して安全第一に支援を行なえるよう職員体制の充実を図ります。また利用者の高齢化・重度化に伴い、利用者が関わなくなっている調理の支援や食材の買物などの業務はその一部を縮小し、代わりに介護予防となるようなサービス提供（レクリエーションや健康体操、散歩等外出活動等）を充実し、利用者の方々が健康でお過ごしいただけるように支援します。

2. 季節行事（4月お花見・9月敬老会・12月クリスマス会等）をご家族やボランティアの参加、協力を得て実施する他、積極的に外出の機会を設け、利用者が季節を感じながら生活を送れるよう支援します。

その他、誕生会、個別外出援助、買い物同行支援などの活動の実施や、音楽療法やレクリエーションを充実させ、生活がより充実したものとなるように努めます。

3. 日々の生活においての健康管理を医療との連携により行ないます。

内科医訪問診療（月 2 回）の他、法人訪問看護ステーションの定期訪問（週 1 回）、訪問歯科（隔月 1 回）の協力を得て、利用者的心身の変化に迅速に対応します。

4. 感染症予防・転倒等事故防止について

施設内での感染症予防として日常の手洗い・うがいを励行し、インフルエンザ

やノロウィルス等の予防接種の実施や感染症予防対策の職員研修での周知を行い、感染の予防と拡大防止に迅速に対応します。

また、転倒等事故防止のため施設内環境の見直しや職員研修、ヒヤリハット報告書を活用して日々の職員間での情報共有を行ない、毎日の申し送りや毎月のミーティングでの利用者の心身の状態をアセスメントし、予測した対応を行なっていきます。

5. 「運営推進会議」を2ヶ月毎（年間6回）に開催します。町会役員等地域住民、あんしんすこやかセンター職員、入居者家族、入居者、職員の参加により、グループホームでの生活の報告と地域における役割や機能等について協議していきます。

6. 職員研修は、個人毎の経験や能力に応じて個別研修計画を作成し、法人研修や世田谷区福祉人材育成・研修センター等外部研修などに参加し、職員のスキルアップに努めます。また世田谷区グループホーム介護職員等研修費助成を活用し、事業所内研修なども実施します。

7. 第三者評価を実施します。

昨年度に続き外部評価機関による調査を受審し、第三者評価を実施します。調査後に評価結果をインターネット等で公表します。評価結果を基に、利用者支援やサービス内容等についての検討と改善を行ない、世田谷区に定期的に報告します。

8. 地域ボランティアの協力依頼と地域交流を行います。

現在ご協力を頂いている地域ボランティアを継続し、「せたがやシニアボランティア・ポイント事業」他の受入れ体制も整え、地域との交流も深めながら利用者が地域の一員として生活を営むことができるようになります。

9. 災害対策等緊急時に向けての対応

地域住民の協力を得て、利用者・職員全体での防災避難訓練を定期的に実施します。首都直下型震災や水害等も想定し、緊急時対応マニュアルに基づいた避難訓練や法人内、家族連絡体制とBCP(事業継続計画)の策定や防災用品（非常食他の備蓄）の整備に努めます。また、地域町会とも連携を図り、地域防災訓練にも参加し相互に協力していきます。

10. 個人情報の保護について

個人情報の保護については、日常の電話対応なども含め、利用者情報の取り扱いの注意事項について定期的に職員研修等を通じて周知します。

11. 地域における公益的な取組みについて（社会貢献事業の実施）

事業所運営の他、施設の機能を生かした地域住民への貢献事業を企画、実施します。地元町会や関係機関（あんしんすこやかセンター等）との連携により行ないます。

*29年度実施例（高齢者認知症カフェ～2F談話室で開催）

平成30年度 事業計画

成城あんしんすこやかセンター

1、介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防・日常生活支援総合事業

(・アセスメントの実施・二次予防事業対象者の把握・普及啓発講座の実施)

- 実態把握や講座を利用し、基本チェックリストを実施する。その結果で、二次予防事業の対象になった方へ区の事業のご案内を行う。
- いきいき講座を年間3回程度開催するとともに、基本チェックリストを行い、事業対象者の把握に努める。
- はつらつ介護予防講座や地区社会福祉協議会と共に開催しているスポットよりそいへの参加を促す。
- その他自主グループの立ち上げも含めた支援を行う。

2、総合相談支援業務

(・総合相談・地域包括ケアの取り組み・実態把握・啓発活動（ネットワークづくり・見守り訪問）

- 相談拡充では、相談者のニーズを把握し、適切な部署につなげられるように連携していく。
- まちづくりセンター、社会福祉協議会と連携し、男性の居場所づくりや集合住宅の孤立防止などの地域課題の解決に向けた取り組みを行う。
- 年齢別対象者リストを基に訪問するほか、高齢化率の高い団地を中心に650件実態把握を行う。
- 連携強化のため民生委員や地域資源を巻き込んだ地区包括ケア会議を開催し、見守りに関するネットワークの構築を図る。

3、権利擁護業務

(・高齢者虐待の防止・成年後見制度に関する対応・消費者被害の防止)

- 高齢者虐待や成年後見制度について、ケアマネジャーなどに対し、周知を行う。
- 高齢者虐待が疑われる場合は、保健福祉課と連携し、迅速に対応を行う。
- 成年後見制度の必要な方に対し、制度利用にむけた支援を行う。
- 消費者被害の現状を地域に周知し、必要に応じて消費生活センターと連携する。

4、包括的・継続的ケアマネジメント業務

- (・地域の多職種間の連携・ケアマネジャー支援・在宅医療相談・地域ケア会議の取り組み)
- 在宅で療養生活を送る「在宅医療」の普及啓発を図るとともに、相談支援を行う。
 - 「砧地域医療・福祉連携懇談会」ならびに「ご近所フォーラム」の開催に関わり、多職種間の連携を図る。
 - ケアマネジャー対象の地区包括ケア会議を、砧地域の5箇所のあんしんすこやかセンターで合同開催する。

- 地区連携医事業を通し、ケアマネジャーと医療との連携が図れるように支援する。
- 個別ケースを通じての地域ケア会議 A を 2 回、B を 3 回合計で 5 回開催する。

5、認知症ケアの推進

(・認知症相談・家族介護者支援・普及啓発)

- 認知症初期集中事業を 3 ケース行う。
- 「認知症の人を支えるための家族相談会」を年 1 回開催する。
- 認知症サポートー養成講座を年 3 回開催する。
- 地区版物忘れチェック相談会を開催し、もの忘れ相談窓口の PR をおこなう。

6、質の向上

(・サービス改善、苦情対応・人材育成、人材定着・職場内連携)

- 法人内の研修に参加するほか、区などの研修にも参加し、職員のスキルアップを図る。
- 問題を一人で抱え込まず、職員間で相談しあえる環境を作る。
- 朝夕のミーティングの他、2 か月ごとに気になるケースの意見交換を行う。

平成30年度 事業計画

祖師谷あんしんすこやかセンター

1、介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防・日常生活支援総合事業

(・アセスメントの実施・二次予防事業対象者の把握・普及啓発講座の実施)

○講座時やサロン・ミニデイ・高齢者クラブへ訪問し、介護予防・日常生活支援総合事業の周知を図っていく。

○普及啓発講座として、はつらつ介護予防講座、いきいき講座を年3回以上開催していく。

○講座や高齢者の集まる会(サロン等)、実態把握訪問や来所相談時に必要に応じてチェックリストを実施し、介護予防事業対象者把握を行い、適切なサービスへ繋げていく。

2、総合相談支援業務

(・総合相談・地域包括ケアの取り組み・実態把握・啓発活動(ネットワークづくり・見守り訪問)

○広報誌を年6回発行する。また地区社協や町会自治会における会議、サロンや高齢者クラブ等でPRしていく。

○区の年齢別対象者リストに基づく訪問や、継続支援リストのモニタリング訪問、新規訪問等を合わせて、実態把握実施目標件数は、800件以上とする。

○地域包括ケアの取組みとして、三者での連携を深めていく。また地域包括ケア連携会議に出席し、関係機関との連携を図っていく。また個別の相談については適切な支援へ繋げられるよう関係機関との情報共有・連携を図っていく。

○見守りについては、見守りコーディネーターが中心となり、見守りサービスメニューの更新・見守りボランティアの登録及び訪問派遣検討の調整を行う。関係機関とのネットワークの中から、社会的孤立の恐れのある高齢者の早期発見を行い、見守り訪問及び見守り相談を実施する。 地区の民生委員との見守りネットワークの強化を図る。

3、権利擁護業務

(・高齢者虐待の防止・成年後見制度に関する対応・消費者被害の防止)

○虐待への対応は、即応を厳守徹底し取り組んでいく。ケアマネジャー、介護保険サービス事業所、民生委員や地域住民への啓発も行い、気付きがあればすぐに連絡していただけるよう周知を行う。

○高齢者の認知症が疑われる場合には、成年後見センターと連携して、適切な制度へ繋げていく。

○消費者被害の防止のため、消費生活センターや警察と連携して啓発活動を行い、消費者被害防止を行っていく。

4、包括的・継続的ケアマネジメント業務

(・地域の多職種間の連携・ケアマネジャー支援・在宅医療相談・地域ケア会議の取り組み)

○地域課題や困難事例に対して多職種や他機関との連携を行っていく。

○ケアマネジャー支援として、事例検討会を今年度も3回以上開催しケアマネジャーからの相談には、即対応していく。

○在宅で療養生活を送る「在宅医療」の普及啓発を図ると共に、相談支援を行う。

○個別ケース検討を通した地域ケア会議Aを2事例以上、会議Bを3事例以上開催していく。

5、認知症ケアの推進

(・認知症相談・家族介護者支援・普及啓発)

○家族会を年3回実施し、家族介護者の支援を行う。

○地区型もの忘れチェック相談会を開催する為、その周知を行い、必要な方をおつなぎする。

○自治会や民生委員等との認知症高齢者の見守りの強化を図り、地区全体で見守りネットワーク構築を図る。

6、質の向上

(・サービス改善、苦情対応・人材育成、人材定着・職場内連携)

○サービス改善を図り、相談者が相談しやすい環境づくりをする。また苦情についても関係機関と連携し迅速に対応する。

○職員一人ひとりが専門性を生かし、やりがいをもって働き続けられる職場環境を構築し、職員の定着を図っていく。

○朝礼・終礼ミーティングにおいて連絡・報告を行い情報共有を図る。また支援困難ケースについては、隨時ケース会議を開催し、支援内容を全員で検討し、役割分担を行いチームで対応していく。

平成 30 年度 事業計画

喜多見あんしんすこやかセンター

1、介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防・日常生活支援総合事業

- (・アセスメントの実施・二次予防事業対象者の把握・普及啓発講座の実施)
- 実態把握、窓口、来所、その他講座等で関わった人に対し、基本チェックリストを実施。該当者に対し総合事業の周知等行う。
 - いきいき講座を年3回実施。高齢者の生活に密着した問題の解決や介護予防の普及啓発を行う。又、まちづくりセンターとの合同開催も検討していく。

2、総合相談支援業務

- (・総合相談・地域ケアの取り組み・実態把握・啓発活動（ネットワークづくり・見守り訪問）)
- 地域で活動している団体へ出向き、あんしんすこやかセンターの説明や認知症予防等の啓発活動や出張相談を行う。
 - 実態把握として区からのリストを含め、年間で800件以上の訪問を行う。
 - 支援が必要とされる高齢者に対し、生活状況の把握や見守り相談を実施。必要時、訪問し支援方針や状況の協議していく。

3、権利擁護業務

- (・高齢者虐待の防止・成年後見制度に関する対応・消費者被害の防止)
- 虐待通報時は保健福祉課と連携し対応を検討。虐待防止や早期発見の為、ケアマネジャーや民生委員からのケースの相談に応じる。
 - 成年後見制度が必要と思われるケースに関しては、社会福祉協議会等はじめとする関係機関と連携し支援していく。
 - 高齢者クラブやサロン、はつらつ介護予防講座等で、リーフレット等を利用し消費者被害に関する情報を伝え注意を促す。

4、包括的・継続的ケアマネジメント業務

- (・地域の多職種間の連携・ケアマネジャー支援・地域ケア会議の取り組み)
- 町会・民生委員や商店、金融機関、医療機関又は介護サービス事業所を加えて、高齢者見守りネットワーク会議を開催する。
 - 地区連携医や主任ケアマネジャーと連携し、ケアマネジャー支援として研修や事例検討を行う。
 - 在宅で療養生活を送る「在宅医療」の普及啓発を図ると共に、相談支援を行う。
 - 地域ケア会議は、介護予防ケアマネジメントの質向上を目的にAを年間2回、地域包括ネットワークの構築、ケアマネジメント支援を目的に年間3回行う。

5、認知症ケアの推進

- (・認知症相談・家族介護者支援・普及啓発)
- 「認知症初期集中支援チーム事業」を活用し、認知症高齢者及びその家族を支援する。
 - 地区型もの忘れチェック相談会を実施。地域に住んでいる認知症が疑われる

- 高齢者やその家族が早期に医師と相談出来る機会を提供する。
- 家族支援として合同の家族会を開催すると共に、単独での介護者の会を年間5回実施。
- 認知症センター養成講座は、年間3回を目標に開催する。

6、質の向上

- (・サービス改善・苦情対応・人材育成・人材定着・職場内連携)
- 研修に参加した職員は、職場内でのミーティングや法人内あんしんすこやかセンター会議で、情報を伝達し共有する。
- 朝と夕方にミーティングを設け、個別ケースの状況報告を行い情報を共有する。又、専門職の視点を活かし、月一回程度開催する。
- 苦情対応は、迅速な報告・対応を心掛け、職員が同じ対応が出来るように情報共有する。
- 人材育成に関しては事業所全体で行い、個人に負担がかからない様にしていく。又、話しやすい職場環境を整えることにより、職員の定着を目指す。

平成30年度 事業計画

梅丘あんしんすこやかセンター

1、介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防・日常生活支援総合事業

(・アセスメントの実施・二次予防事業対象者の把握・普及啓発講座の実施)

○ケアマネジメントを行う際は、介護予防への取り組みを第一に考え、十分なアセスメントのもと今後の目標から本人と共に考えていく。

○実態把握訪問や窓口対応等により二次予防対象者の把握に努め、予防活動の必要性を啓発する。

○サロンや自主グループ等で、『元気なうちから介護予防』等のパンフレットを用いて予防活動への啓発を行う。

2、総合相談支援業務

(・総合相談・地域包括ケアの取り組み・実態把握・啓発活動（ネットワークづくり・見守り訪問）

○相談内容については問題となっていることを適確にとらえ、様々な地域資源の活用や、必要なサービスに繋げて問題解決に努める。

○障害や子育て家庭、生活困窮者等からの相談に対しては、速やかに相談内容に応じた支援機関に繋ぐ。

○実態把握訪問は700件以上を目標とする。高齢化している都営住宅や生活実態が未把握な高齢者等へ計画的に訪問し、状況把握や支援に努める。

○支援拒否のある方など見守り訪問が必要と判断される方をリストアップし、支援が必要な段階を見逃さない。

3、権利擁護業務

(・高齢者虐待の防止・成年後見制度に関する対応・消費者被害の防止)

○虐待が疑われる場合には速やかに相談に繋がるよう、民生委員協議会や見守りネットの会等で啓発を行う。

○相談の中で判断能力の低下が認められる方については、あんしん事業や成年後見制度について案内を行う。

○実態把握訪問等で、消費者被害の防止について、近隣で起きている例を上げながら啓発を行っていく。

4、包括的・継続的ケアマネジメント業務

(・地域の多職種間の連携・ケアマネジャー支援・地域ケア会議の取り組み)

○事例検討会や地域住民との会議を通し、地域の介護関係やその他の関係機関とのネットワーク構築を図る。事例検討会は年間4回以上実施する。

○地域の三師会と介護関係機関との連携会議を年間1回開催し、在宅療養について情報交換を行う。

○在宅医療と介護関係機関の連携に向けて、担当者を中心に連携推進を図ってい

く。

- 地域ケア会議について、Aは年間2件、Bは年間3件以上を実施する。Aについては、その方が持つ能力を維持していく方法を検討する。Bについては、支援困難なケース等への対応を検討するために、関係機関との会議を開催する。

5、認知症ケアの推進

(・認知症相談・家族介護者支援・普及啓発)

- 認知症初期集中支援事業やもの忘れチェック相談会、認知症予防プログラムなど様々な資源を活用し、早期の相談や進行予防の取り組みに繋げる。
- 隔月で介護者の会を「えんがわぼっここの家」にて開催し、介護する方の支援を行う。
- 認知症サポート要請講座を年間4回以上開催し、正しい疾患の知識や認知症の方への対応について理解を広める。

6、質の向上

(・サービス改善、苦情対応・人材育成、人材定着・職場内連携)

- 申請受付業務等においてミスのないように、確認作業を必ず職員2名で実施する。
- 毎日のミーティングではその日の相談内容についての申し送りを実施し、全員で対応ができるようとする。
- 支援困難ケースへの対応方法を全員で検討し、対応能力向上に努める。